

国民健康保険の手続きを忘れずに

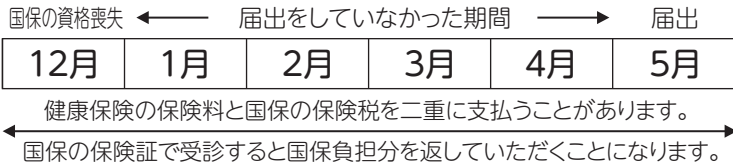
就職、退職、出生、引越しなどのときは、14日以内に国保への届出が必要です。
 就職や退職したときに、つい「国保の手続きを忘れていた!」ということはありませんか。
 病気やケガはある日突然やってきます。いざというときに安心して医療が受けられるように、国保の手続きをしましょう。

●国民健康保険加入者が職場の健康保険に入ったとき

職場の健康保険に入ったときは、国保を脱退する届出が必要です。
 届出に必要なものは表の⑥をご覧ください。

※脱退の届出が遅れ、資格がなくなった国保の保険証で病院にかかると、国保がいったん負担した医療費を返していただくことになります。また、社会保険などの健康保険料と国保税を二重に納めてしまうことがあります。

12月に会社に入って、5月に国保脱退の届出をした場合



●職場の健康保険をやめたとき

職場の健康保険をやめた場合、次のうちいずれかの手続きをする必要があります。

- (1) 再就職先の健康保険等に加入する。
- (2) 家族の健康保険の被扶養者になる。※所得制限あり
- (3) 健康保険を任意継続する。

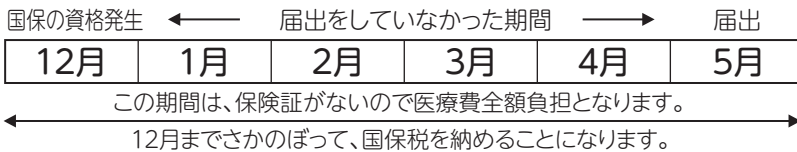
※任意継続とは、健康保険の被保険者期間が2か月以上あれば引き続き2年間までその健康保険に加入することができます。退職後、20日以内に加入していた健康保険に本人が手続きをすることになります。

- (4) 国民健康保険に加入する。
 届出に必要なものは表の②をご覧ください。

加入の届出が遅れると

最大3年さかのぼって国保税がかかります。国保税は、加入の届出が遅れても、前の健康保険が切れたときや、他の市町村から転入したときにさかのぼって納めることになります。このようなことにならないためにも、14日以内に加入の届出をしましょう。

12月に会社をやめて、5月に国保の加入の届出をした場合



●世帯全員又は一部に次のようなことがあった時には、必ず14日以内に国保年金係まで届出をしてください

	こんなとき	届出に必要なもの	
国保に入るとき	① 他の市町村から転入したとき	右記のとおり(先に市民係で転入届を出してください)	いずれの手続きにも必要となるもの ・本人確認書類(運転免許証、パスポート等) ・印鑑 ・マイナンバーカード ・委任状(代理人による届出の場合)
	② 職場の健康保険等をやめたとき	事業所発行の健康保険喪失証明書	
	③ 健康保険の任意継続が切れたとき	健康保険任意継続被保険者資格喪失(予定)通知書	
	④ 子どもが生まれたとき	右記のとおり(先に市民係で出生届を出してください)	
国保をやめるとき	⑤ 他の市町村へ転出するとき	国保の保険証(先に市民係で転出届を出してください)	
	⑥ 職場の健康保険等に加入したとき	・国保の保険証 ・職場の健康保険証(又は健康保険加入証明書)	
	⑦ 国保の加入者が亡くなったとき	亡くなった方の国保の保険証、喪主の方の預貯金口座がわかるもの(先に市民係で死亡届を出してください)	
その他	⑧ 住所・氏名・世帯主が変わったとき	国保の保険証	
	⑨ 世帯を分けたり、一緒になったとき	(先に市民係で住民票の異動届を出してください)	
	⑩ 修学のため他の市町村に住むとき	・国保の保険証・在学証明書(又は学生証)	
	⑪ 保険証をなくしたとき	右記のとおり	

「健康保険加入証明書」及び「健康保険喪失証明書」は会社等で記入してもらいます。証明書の用紙は市民課国保年金係の窓口にもあります。

問 市民課国保年金係 ☎(24)2111内線233番